

議会改革推進特別委員長報告

平成26年6月13日

議会改革推進特別委員長報告を申し上げます。本特別委員会は、平成24年6月定例会において、10人の委員をもって設置され、二元代表制の一翼を担う存在として、市民に信頼され、市民の負託に応えられる議会を築きあげ、更なる議会改革を推進するため、7つの所管事項を掲げ、これまでに24回の特別委員会を開催し、3回の間接報告を行ってまいりました。

その7つの所管事項は「議員活動の活性化に関すること」、「予算特別委員会の常任委員会化について」、「広報広聴特別委員会の常任委員会化について」、「反問権・反論権の導入について」、「通年議会に関すること」、「議員報酬に関すること」、「議員定数に関すること」であり、その最終報告を行います。

先ず、「議員活動の活性化に関すること」については、議会や委員会の開催状況や議員の出席状況の周知のために、電光掲示板を新庁舎に設置すること。議員の資質向上のために、研修会へ積極的に参加することや視察研修後には報告書を作成し委員長へ報告を行うこと。また、委員会の審査を充実させるための自由討議を積極的に取り入れることとして、具体的な進め方を検討しました。今後は、議員研修会の場を活用し、議員全員で討議の仕方を深めていくことといたします。

次に、「予算特別委員会の常任委員会化について」は、平成24年9月議会において、三次市議会委員会条例の一部改正を行い、決算も含めた全会計について審査する予算決算常任委員会を設置し、議長を除く全議員で審査を行っているところであります。

次に、「広報広聴特別委員会の常任委員会化について」は、平成25年4月議会において、三次市議会委員会条例の一部改正を行い、広報広聴常任委員会を設置し、本会議の様相を平成24年6月から、インターネットで録画配信を行っていましたが、平成25年9月議会からは、生の映像も配信できるようになりました。

次に、「反問権・反論権の導入について」は、反問は、議員や委員の質問や質

疑に答弁するため、発言の趣旨や不明部分を明確にするための確認を市長などの答弁者に認めることであり、執行部との調整を経て、平成25年12月議会において、三次市議会基本条例の一部改正を行い、反問権について認めることといたしました。

次に、「通年議会に関する事」については、平成24年10月に三重県四日市と亀山市に行政視察を行い、先進事例を参考に検討を行いました。

1年を会期とする通年議会については、災害時等における迅速な対応が可能になることや、委員会の活性化、議会権限の強化にも繋がることであり、特別委員会では、導入すべきとの結論を出し、議長へ報告を行って来たところです。

これからは、執行部との調整や課題の整理はあるものの、一日も早い実施に向けた取組を進めて行く必要があります。

次に、「議員報酬に関する事」と「議員定数に関する事」についてです。

議員報酬については、将来に向けて魅力のある三次市を創造するために、議員の資質向上と、次世代を担う優秀な人材を確保するため、報酬を上げて改善を図る必要があるとの意見が多くありました。しかし、三次市の財政状況や民間の賃金、近隣市との報酬額との比較、景気動向などを考え合わせた結果、報酬は現状維持とし、議員活動の充実と資質向上のために必要な政務活動費の増額を求めることといたしました。

「議員定数に関する事」については、判断の基準に、市の産業構造、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数を考慮した全国の類似団体との比較分析を行い、三次市における適正な議員定数は24名であるとの分析結果が得られましたが、行財政改革の視点のみならず、市民の声が市政に十分に伝わり、市民全体の福祉向上に繋げることを考えれば、現状維持とすべきとの意見も多くあり、特別委員会の結論は「現状維持の26人又は24人に削減するのが妥当である」として、議長へ報告を行いました。その後、全員協議会で説明され、議長の24人という判断結果が、議会運営委員会に諮られているところです。

以上が、議会改革推進特別委員会で審査した7つの事項の成果や結果であります。これで、本特別委員会の2年間における審査は終了となりますが、議会改革

の取組は終わることなく、永遠に続くものであります。

今後は、議会運営委員会での的確な情報分析と状況判断の基、三次市の将来を見据え、これからも一層議会改革が推進されるよう期待し、議会改革推進特別委員長としての最終報告といたします。